

作成年月日	令和2年6月8日
作成課室名	企画県民部女性青少年局青少年課

## 青少年愛護条例における有害玩具類（クロスボウ）の指定

令和2年6月4日に宝塚市でクロスボウ（ボウガン）を使用した成人（23歳）による殺人事件が発生しました。

当該事件を模倣した青少年（18歳未満）による類似事件の発生を未然に防止する必要があることから、青少年愛護条例第12条第4項、第25条第1項ただし書きの規定に基づき、クロスボウ（銃砲型近代洋弓）を「有害玩具類」の玩具類として6月5日に緊急指定しました（兵庫県告示第622号の2）。

### 記

#### 1 指定する有害玩具類について

##### (1) 名称

クロスボウ（銃砲型近代洋弓）

##### (2) 構造

洋弓を銃型に改造し、銃同様に引き金を引くことで、矢を発射させるようになっているもの

##### (3) 機能

当該クロスボウに矢を装填し、発射した場合において、当該発射した矢の有する単位面積当たりのエネルギーが、装填時の矢端から50cmの距離で0.07 kg f・m/cm<sup>2</sup>以上のもの

#### 2 指定による効果

(1) 玩具類販売店などは青少年にクロスボウを販売・貸し付けしてはならない。

(2) 違反した場合、30万円以下の罰金又は科料の罰則がある。

#### 【問い合わせ先】

企画県民部女性青少年局青少年課青少年指導班

TEL 078-362-3142 FAX 078-362-3957